

〈充填量及び回収量等報告書記入要領〉

フロン充填量及び回収量の報告をお願いします

回収実績がなくても報告が必要です。

フロン排出抑制法第47条第3項及び省令第52条により

- ・ 業務用冷凍空調機器へ充填及び回収したフロンの量等を
- ・ 年度終了後45日以内に
- ・ 業務を行った区域を管轄する都道府県知事へ報告することが定められています。

- 対象期間 : 昨年4月1日～今年3月31日
- 対象となるフロン類 : 大分県内で業務用冷凍空調機器へ充填及び回収したフロン類
(カーエアコン、家庭用製品へ充填・回収したフロン及び購入したフロンは含みません)
- 報告書提出部数 : 1部(控えが必要な方は報告書のコピーと返信用封筒を同封してください)
※事業所が複数ある場合は各事業所の実績を合計したものを提出してください。
- 提出方法 : 郵送または提出先に持参
- 報告のしめきり : **5月15日(土日・祝日の場合はその直前の平日)**

※平成28年報告分(平成27年度の充填量及び回収量報告)から様式が変わっています。

【新しい報告事項】

- ① フロン類を充填した第一種特定製品の種類ごとの台数
 - ② 充填したフロン類の種類ごとの量
 - ③ 第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
 - ④ 法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の種類ごとの量
- ①、②は機器の設置時とそれ以外を区分して報告
③、④は機器の整備と廃棄を区分して報告

● 提出先

〒870-8501
大分市大手町3-1-1
大分県生活環境部循環社会推進課
TEL: 097-506-3126(直通)

大分県知事 殿

(郵便番号) —

住所
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

充填及び回収の実績がない場合でも、年度終了後45日以内に報告する必要があります。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC						
「設置」 エアコンを「設置」する際の充填について	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
	1 台	2 台	0 台	5 台	1 台	7 台
	10.00 kg	4.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	10.00 kg	4.00 kg
「設置以外」 エアコンを「設置」する以外の「整備時」等の充填について	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
① CFCを回収した第一種特定製品の台数	2 台	1 台	5 台	3 台	7 台	4 台
② 回収した量	4.00 kg	10.00 kg	10.00 kg	15.00 kg	14.00 kg	25.00 kg
③ 年度当初に保管していた量	前年度報告分の「⑥年度末保管量」				0.00 kg	10.00 kg
④ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量					14.00 kg	15.00 kg
⑤ フロン類破壊業者に引き渡した量					0.00 kg	10.00 kg
⑥ 法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.00 kg	0.00 kg
⑦ 法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.00 kg	0.00 kg
⑧ 法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.00 kg	10.00 kg
「整備」 エアコンなどの機器のメンテナンス等を行う場合 機器のメンテナンスに伴いフロン類を回収した機器の台数と最終的に回収したフロン類の量	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg
「廃棄等」 エアコンなどの機器を処分する場合 処分するためにフロン類を回収した機器の台数とその回収量	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg
⑨ 年度当初に保管していた量					0.00 kg	0.00 kg
⑩ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
⑪ フロン類破壊業者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
⑫ 法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.00 kg	0.00 kg
⑬ 法第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
⑭ 年度末に保管していた量					0.00 kg	0.00 kg

最終年度末保管量
※記入漏れに注意

(計算例)※廃棄等の分
回収量 = 25.00kg②
+年度当初保管量 = 10.00kg③
-再生引渡数量 = 15.00kg④
-破壊引渡数量 = 10.00kg⑤
-自ら再生し充填した量 = 0.00kg⑥
=49条規定引渡数量 = 0.00kg⑦
10.00kg⑧

HFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	台	1 台	台	台	台	1 台
⑰ 充填した量	kg	0.00 kg	kg	kg	kg	0 kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	1 台	0				
⑱ 回収した量	0.00 kg	0				
⑲ 年度当初に保管していた量						
⑳ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量						
㉑ フロン類破壊業者に引き渡した量						
㉒ 法第50条第1項ただし書の規定により回収した量						
㉓ 第49条第1号に規定する者に引き渡した量						
㉔ 年度末に保管していた量					0 kg	0 kg

整備等で、フロン類を回収した後に再び第一種特定製品に冷媒として充填した場合、その分の充填量及び回収量は集計しません。

(例) エアコン1台を修理の際、10kgのフロンを回収し、作業後10kgのフロンをエアコンに戻した場合、台数は1台、充填量及び回収量は0kgになります。

令和2年度分から報告事項となりました。

	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
	法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数		

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。
 - 3 第49条第2号に該当する場合にあつては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。